

# 復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!



# しちがはま



## 主な内容

### 特集

震災復興計画が策定されました	2
町内の話題 ズームアップ	8
悲しみを乗り越え 笑顔で前に進もう！ ほか	
ふれ愛くらぶ	10
災害復興情報	12
七ヶ浜町からのお知らせ	
震災関係情報	
都市基盤情報	
生活基盤情報	
暮らしアラカルト	
復興まちづくりに関する住民との意見交換会について	24

地区のきずなを大切に

代ヶ崎浜で毘沙門様のお歳取り

12月13日、代ヶ崎浜多聞山の毘沙門堂で、「毘沙門様のお歳取り」が行われました。「震災の被害もあったが、このお祭りだけはやろうと決めていた」と区民の皆さん。当日は、手作りの湯豆腐が参拝者に振る舞われ、境内には多くの区民が集い、親睦を深めていました。

2012

1

vol.483

広報しちがはま

七ヶ浜町ウェブサイト

<http://www.shichigahama.com>

★電子メールでのお問い合わせはこちらから！

# 震災復興計画が 策定されました

## 震災復興におけるこれまでの取り組み

震災復興計画前期基本計画が11月に策定されました。同計画の策定にあたっては、震災復興検討委員会を組織し、各地区の検討委員の皆さんからご意見を伺い、震災復興計画の策定を進めてきました。

また、震災復興に関する調査・居留意向調査などのアンケート、震災復興まちづくりワークショップなどを実施。そのほか、11月15日から18日までの4日間、震災復興計画基本計画の地区説明会を開催し、ご参加いただきました皆さんから、多くのご意見をいただいております。概要は下記のとおりです。

### <震災復興計画 地区説明会>

#### □開催状況および参加者数

ところ 生涯学習センター 大会議室 午後7時～

と き	対 象 地 区	参加者数
11月15日(火)	湊浜・松ヶ浜	85名
11月16日(水)	菖蒲田浜・花淵浜・吉田浜	521名
11月17日(木)	代ヶ崎浜・東宮浜・ 要害御林・亦楽火力	95名
11月18日(金)	境山・遠山・汐見台・汐見台南	48名

合計 749名



### 年頭のごあいさつ 七ヶ浜町長 渡邊善夫

町民の皆様には、健やかに平成24年の新春をお迎えのことと心からお慶びを申し上げます。また、日頃より町政各般にわたり深いご理解と温かいご支援、ご協力を賜り、お礼申し上げます。

昨年3月11日、私たちは日本の歴史に深く刻まれるであろう、未曾有の大震災を経験しました。しかし、不安や困難な状況がどんなに続いて、互いに助け合い、励ましあって難局を乗り越えてこられました。ここに改めて、七ヶ浜町民の皆様にご敬意と感謝を申し上げます。

さて、本年は、震災復興に向けて力強く前へ、踏み出す年であります。それは、何十年、何百年後の子孫にこの郷土を引き継ぐための大きな一歩でもあります。これから大事業の数々を成し遂げるためには、私たち町民は心をひとつにし、協力し合い邁進しなければなりません。

再びあの美しい景観を取り戻し、さらに魅力的なふるさとを創造しようという壮大な復興計画ではありますが、我が七ヶ浜なら必ず実現できるものと確信し、一層の努力をしてまいります。どうか明日を信じ、共に歩いて行きましょう。

結びに、平成24年が皆様にとりまして、健康で幸多き年となりますようご祈念申し上げます。新年のごあいさつといたします。

平成24年 元旦



## □参加者からのご意見(※一部抜粋)

- ・被災した土地から高台へ居住地移転をする場合、どのような方法で進めるのか。現在の土地と移転先の土地を等価交換するのか。移転居住を希望しない場合買い上げてもらえるのか。
- ・各地区合同で説明会を行うのではなく、各地区ごとの説明会を開催すべき。再度説明会と意見交換の場を設けるべきである。
- ・災害による道路工事を機に、近隣住民の協力を早く得て、道路の拡幅を検討してほしい。
- ・土地の評価について、どのように買い上げてくれるのか。金額などは決まっているのか。

ご参加いただきました町民の皆さま、ご協力ありがとうございました。今後町では、下記のとおり、住民の皆さんとの意見交換会や第2回居住意向調査を実施し、説明会などでいただきました皆さんのご意見を踏まえ、詳細な事業計画の策定を進めてまいります。ご理解・ご協力をお願いいたします。

## 震災復興における今後の取り組み

### □住民の皆さんとの意見交換会を開催します

今後、被災された住宅復興や地域復興などの復興まちづくり事業に着手するにあたり、防災集団移転促進事業などの事業制度の説明や、住民の皆様のご意見集約を行っていきたくと考えております。

1月16日(月)より、順次意見交換会を開催いたしますので、ご参加くださいますようよろしくお願いいたします。※詳細につきましては、裏表紙をご覧ください。

### □第2回居住意向調査を実施します

住民の皆さんとの意見交換会の後、2月を目処として、第2回居住意向調査を実施する予定です。今回の調査は、今後の各世帯別の居住意向に関する予備調査を兼ねています。※詳細につきましては、裏表紙をご覧ください。

## 震災復興検討委員の皆さんにお聞きしました

震災復興計画基本計画の策定にあたりご協力いただいた、各地区の震災復興検討委員の皆さんに、今後、震災復興に向けどのように進んでいくべきか、震災復興計画や今後のまちづくりについてお伺いしました。



加藤 寿光 さん  
湊 浜

### 「自分の身は自分で守る」自助で減災を

今回の津波では、砂山地区が被災しましたが、家屋を解体しているところもあれば、すぐにリフォームを行い居住している方もいらっしゃいます。他地区のように、大部分の家屋が被災しているわけではありませんので、集団で移転するという事はなかなか難しいのではないかと考えています。被害者のすべての意見をかなえていただきたいが、お金や時間の問題があり、現実的に不可能なこともあります。

1000年に1度の津波に関しては、命を最優先に考えなければなりません。今回の震災は誰も怨めないし、防ぐこともできませんでしたが、減災は可能であると思います。その点で、復興計画では、津波レベル2(今回の東北太平洋沖地震による津波)では命を最優先に守るため、道路のかさ上げや防潮林の整備などの多重防御で減災を図り、津波レベル1(発生頻度の高い津波)では防潮堤により、人命や財産を守る計画で、中味については十分理解できます。

11月6日に地区の防災訓練を行いました。今年の参加者が163名、今年は218名となり、住民の防災意識が非常に高まっています。復興計画では、道路のかさ上げなど、ハード面に目が向きがちですが、最も大切なことは「自分の身は自分で守る」自助です。人をあてにせず、「自分の身は自分で守る」という考えを持ち、ソフト面においても、防災・減災対策を地区内で取り組んでいきたいと思っております。

## 各事業のチェック・修正・再実施のサイクルを確実に

復興計画の策定については、地区の意向などを事務局と協議してきました。最終的に基本計画が策定されましたが、松ヶ浜地区西原の居住系拠点など、おおよそこちらで考えていたおりの計画となりました。ですが、もう少し素案の段階から参加できるような仕組みでもあれば、もっとよかったですと思います。

松ヶ浜地区の被災された方々全員の戸別訪問まではできませんでしたが、被災された方々の声や地域の特性を考えると、居住系拠点は西原地区近辺しかないと考えており、妥当だと思います。

また、地区内の防潮堤のかさ上げについてですが、堤防を高くすればよいというものでもありません。日常生活に圧迫感がありますし、それ以上の津波がくるかもしれません。また、まちづくりにおいては、景観の保護も大切になってきます。

今後は、11月に策定された震災復興計画基本計画を計画どおりに、スピーディーに実行していただきたいと思います。また、計画どおりに実施できない事も出てくると思いますので、チェックし、修正し、再度実行する。その作業を確実に行っていただきたいと思います。計画を策定して終わりではなく、これからがスタートですので、1日でも早い復興を目指し頑張っていきたいと思います。



星 兵喜 さん  
松ヶ浜

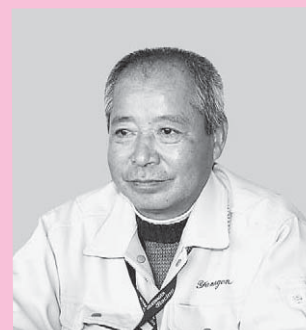
## 地域コミュニティの構築が課題

菖蒲田浜は、被災範囲が広範囲に及んだため、地区では高台移転の声が多く、町へ要望書も提出しています。復興計画では、居住系拠点として、菖蒲田浜後田付近と花淵浜笹山付近に2カ所設定されています。

住民からの声では、「町では地域コミュニティが大切だと訴えているのに、菖蒲田を2つにわけどのように考えているのか」など、地域コミュニティの構築に関し不安な声が出ていますが、一方では「移転先において、新たに地域コミュニティを構築していけばよい」という肯定的な意見も出ています。

また、地域コミュニティの拠点となる公民分館ですが、復興計画では菖蒲田浜後田地区に建設予定となっています。そこで問題となってくるのが、花淵浜笹山付近との距離です。笹山からですと、新たに建設される公民館まで1キロ以上あり、高齢者が通うのが難しくなってきます。今後の検討事項として、町と協議していきたいと思っています。

今後、安住の場所が決まったとなれば、あとは用地買収となりお金が絡んできます。現在、住民の最大の関心事は、自分たちの土地をいくらで買い取ってくれ、代替え地を町がいくらで提供してくれるのかであり、しっかりと国の補助を期待したいと思っています。新たな土地を造成し、住めるようになるまで約5年かかると言われていますが、1日でも早く復旧・復興が進むよう頑張ります。また、今後町で説明会などを開催する際には、ぜひ各地区ごとに開催していただきたいと思っています。



渡邊 留四郎 さん  
菖蒲田浜

## 住民に安心感を与えるスケジュール案の提示を

防波堤、防潮堤の整備も大事ですが、まずは区民の命を守ることを第1に考え、復興検討委員会では、防災道路の整備をお願いしてきました。全部が全部復興計画に反映されてはいませんが、防災道路などは一部計画に盛り込まれました。

今後も、各地区から意見や要望を聞く機会があると思います。その際は、被災の激しかった地区を重点的に聞きとり調査するなど、もう少し住民の意見を取り入れることができるような、体制づくりをお願いしたいと思います。また、今後、詳細が決定し再度説明会を開催する際は、各地区ごとに開催していただきたいと思っています。

また、国による財源の裏付けがないのは承知していますが、居住移転や道路のかさ上げなど、いつから開始されるのか、案で構いませんので、今後のおおまかなスケジュール案を早めに周知していただきたいと思っています。被災された皆さんも安心すると思います。その通り進まなくても仕方ない部分もあると思いますが、希望が持てるようなプランを示していただきたいと思っています。時間も必要ですが、皆で知恵を絞り合い、早く被災前の生活を取り戻せるよう頑張ります。



西村 陽一 さん  
花淵浜





高橋 敬之 さん  
吉田浜

## 人口減少を防ぎ、夢のあるプランを

住民の一番の関心は、被災地の買収も含め、今後具体的にどのように進んでいくのかということです。新たに家を建てる、借りるにせよ、被災した土地をいくらで買収してもらえるのか。その額によって、基礎だけ残っている場所に再建するのか、基本計画に示されている高台などに移転するか、判断することができます。

吉田浜では、検討委員主催の説明会や戸別訪問を行い、計画の途中経過を区民にお話してきました。様々な意見があり、高齢のため自宅を再建しないで、災害公営住宅へ住みたいという方もいらっしゃいます。

吉田浜地区の居住系拠点については、吉田浜コミュニティセンターが近年建て替えられたこともあり、その周辺あたりにできないものかと考えていました。吉田浜地区の山林は、貝塚や特別名勝松島保護地区などの規制がありましたが、可能な限り吉田浜は吉田浜でまとめ、インフラ整備等あまり費用がかからない場所ということで、町側との意見も一致し、公民分館周辺に居住系エリアを設けました。

被災し町を出て行く方もいらっしゃると思いますが、人口流出、高齢化に歯止めをかけるためにも、それを止める努力も行うべきであると思います。今後七ヶ浜町がこのように変わっていくんだというプランを示し、他の被災地からも、七ヶ浜に住みたいと思ってくれるような、夢のあるプランを示していただければと思います。



齋藤 庄英 さん  
代ヶ崎浜

## 子どもたちが住みたいと思える地区に

代ヶ崎浜では、地震・津波の被害もさることながら、震災後の地盤沈下による高潮被害に頭を抱えています。現在、特に清水地区などは、地面から海水が湧きでてきており、家屋を解体されている方もいらっしゃいます。道路もそうですが、宅地の盛り土についても、国でしっかり考えていただき、町でも、予算がつけば宅地のかさ上げを考えていただきたいと思います。

代ヶ崎浜では、早速リフォームを開始した家屋もあれば、解体した家屋もあり、丘陵地への集団移転は難しいと考えています。谷地地区では、83世帯中、区外や町外に30世帯の方々が避難しています。班体制も崩壊していますが、出来る限り地区住民のコミュニティをつなぎとめたいと考えており、地区の行事などを仮設住宅等にも周知し、様々な催し物にご参加いただいています。子どもたちが、代ヶ崎浜に帰りたいて思ってくれる地区づくりを、今後も行っていきたいと思います。そのためにも、計画に盛り込まれている、地区公民分館の1日も早い復旧を望みます。



我妻 建作 さん  
東宮浜

## 宅地の盛り土 財源措置を

幸い区内での人的被害はありませんでしたが、住民の声で圧倒的に多かったのは、高潮被害についてです。地震の影響で、東宮浜では約50センチ程地盤が下がっています。

現在、仮復旧を行っている町道などがかさ上げされているため、逆に区の内部が低くなってしまっている状態です。また、大雨が降ると雨水がたまるほか、高潮被害で側溝から海水が地区内に侵入してきます。

本復旧する際には、本格的に道路、側溝などがかさ上げされると思います。そこで一番気になるのが、民地が道路より低くなる可能性があることです。民地のかさ上げについては、個人負担でとなると相応の費用がかかります。ですから、出来る限り個人の負担をなくすような財源措置をお願いしたい。また、港湾施設は県管理となるため、町でも県とうまく連携し、復旧・復興を進めていただきたいと思います。

## 第1次産業は町の活力 最大限のバックアップを

要害地区では、家屋の流失全壊はありませんでしたが、床上・床下浸水による大規模半壊などの被害が多くありました。ですが、幸い要害地区は人的被害もなく、家屋の復旧が進んでいます。

震災直後は、電気、水道、物資もなく大変苦労しました。飲料水については、区民の皆さんからご協力いただき、井戸水を飲料水として使用いたしました。大規模災害時には、やはりある程度の蓄えが必要だと痛感しました。

震災復興検討委員会では、各地区での避難方法などを聞くことができ、大変参考になりました。要害公民分館は、津波が襲来し孤立してしまいましたが、安心して避難でき、休める場所が必要であると感じました。基礎を現在よりも高く設定し、ある程度の津波が襲来しても問題がないよう改修したいと思います。

要害地区ののり屋さんでも廃業された方がいらっしゃいます。町内では、のり養殖の協業化を図る動きも出ています。また、海苔乾燥機等設備に数千万円の費用がかかりますので、国の最大限の補助を期待したいと思います。水産業・農業が衰退すると、町も活力がなくなると思います。しっかりとした基盤をつくれれば、おのずと後継者も育ってくると思います。



佐藤 智保 さん  
要害

## 「自助」を住民一人ひとりがしっかりと意識することが必要

境山地区では、津波の被害はなく、地震についても大きな被害はありませんでしたが、震災後、ライフラインが寸断されたため、境山公民館を避難所として利用しており、区長として公民館の運営のお手伝いをしました。

復興検討委員会では、沿岸部の区域が甚大な被害を受けたことを改めて実感しました。また、様々な意見を聞くと、平日頃の防災訓練をすることにより、「自助」の観念を、住民一人ひとりがしっかりと持つことが最も大切であると感じています。4~5日は生活できるような備蓄品を、各家庭で備えておくべきであると思います。

境山地区では、防災無線が一部聞こえない区域があったほか、ライフラインが寸断された際の水の確保、井戸水の有効活用も今後の課題であります。井戸水の利用や、ガソリンなども、地区として確保できる方法を考えていかなければなりません。また、被災した方をしっかりと救済できるような、国・県・町の努力をお願いしたいと思います。



富崎 弘則 さん  
境山

## 復興計画 住民の同意を得ながら進めて

区民全員の意見を聞くことはできませんでしたが、貞山堀付近の津波により被災した方々の意見を重点的に聞きし、町との意見交換を行ってきました。

その中で、やはり貞山堀に堤防をしっかりと整備してほしいとの声がありました。貞山堀は宮城県の管理となるため、町から県の方へお願いしてもらい、復興計画にも堤防の整備を明記していただきました。

遠山地区は、菖蒲田浜や花洲浜のように甚大な被害はありませんでした。表の浜は本当にひどい状況です。被害が大きかった住民の皆さんは、安全な場所に家を建設したい、被災した土地に家を再建したいと様々な意見があると思います。希望に添えるよう最良の施策を講じていただきたいと思います。

今後は、地元に残ってもらうためにも、企業誘致などを行い、働く場所を提供することも復興の一つであると思います。町民が地元で働ける場所を作っていただきたいと思います。

基本計画については、周辺自治体と比較しても、策定期間が早かったと思います。今後、同計画をいかに住民のコンセンサスを獲得して進めていくかが重要であると思います。



高橋 英夫 さん  
遠山





相澤 英雄 さん  
亦 楽

## 今後のコミュニティづくりをしっかりと

亦楽地区は、他の地区と比較すると被害が少なく、歩道の地すべり程度でした。検討委員会では、町全体の復旧・復興がどのように行われていくのか、また、被災の激しかった地区がどのように復旧・復興していくのか、町側と意見交換を行いました。

復興計画の、津波レベル1, 2の話しで、まずは命を守り、その次に財産を守りましょうという考え方は、大変理解できます。また、居住系拠点、業務系拠点を分けをしておりますが、そういった分けが絶対に必要であると感じました。

一番の問題は、他市町に一時避難している方々が、果たして町に戻ってきてもらえるかどうかです。また、震災後の町のコミュニティづくりも大変で、町外に避難している方や、高台に移転した際のコミュニティづくりなど、今後どのように行っていくのが課題であると思います。



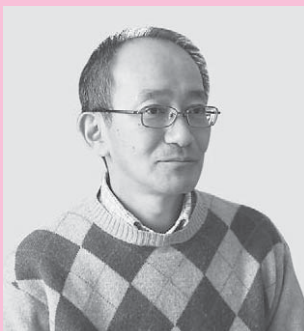
顧 治夫 さん  
汐見台

## 詳細スケジュールを示し 住民に安心感を

震災復興計画に盛り込まれているように、町の景観を守るような復旧・復興を望みます。田老地区(岩手県)のように、大きな堤防で町を囲んでも、絶対に安心だとは言いきれません。

今後については、1日でも早く今後のスケジュールを住民の皆さんにお知らせし、被災された方に安心感を与えることが必要だと思います。災害公営住宅や宅地の造成など、いつまでに完成し、いつから住めるようになるかなど今後のスケジュールを示せば、住民の方々も安心すると思います。1日でも早く、具体的なことを周知していただきたいと思います。

被災された方の最大の関心事は、やはり住居のことだと思います。また、現在町ではこのようにことを進めています。というようなことを定期的に情報発信をお願いしたいと思います。検討委員の中にも被災している方もいらっしゃいますが、地区のために一生懸命動いております。



太田 正孝 さん  
汐見台南

## 地区住民同士のコミュニティづくりを

震災直後、汐見台南第2集会所に、汐見台南地区の皆さんのほか菖蒲田浜の皆さんも、たくさん避難されておりました。避難所の運営のお手伝いをさせていただきましたが、避難されている方が誰なのか、わからない状態でした。今回のような非常時のためにも、菖蒲田浜と汐見台、地区住民同士のコミュニティを固らなければならないと痛感しました。

町の東部には貞山運河があり、物流など橋が重要な役割を果たしています。津波襲来時には干潮であったため、震災後、橋が崩壊することはありませんでしたが、橋が被災しないとも限りません。そのためにも、橋のかさ上げや補修などの対応をお願いしたいと思います。

また、震災後、上水道の復旧も遅れました。現在七ヶ浜町は、七ヶ宿ダムと釜房ダムの2系統の水がきておりますが、震災直後はどちらも復旧に時間がかかりました。今後のためにも、系統を増やすなど、ライフラインの整備についても課題であると思います。

10月中旬に町内会主催による地区説明会を開催しましたが、土地の買収に関する質問が多く出されました。今回、まさしく基本の計画が策定されました。今後は詳細な各事業の計画が策定されていくと思います。できる限り具体的なことを、住民の皆さんに示していただければと思います。

\*震災復興計画に関するお問い合わせは、  
震災復興推進室(担当:遠藤・鈴木)まで ☎022-357-7439(政策課内)





zoom-up ①

悲しみを乗り越え  
笑顔で前に進もう！

七ヶ浜国際村パフォーマンスカンパニー(NaNa5931、Groove7)公演「ゴーへ(前へ進め)」が、11月19日、20日の両日、七ヶ浜国際村ホールで行われました。今回は、被災後初の公演となり、仮設住宅にお住まいの方々も招待され、第1部がGroove7の演奏、第2部がNaNa5931のオリジナルミュージカルが演じられました●今回の「ゴーへ」は、震災後の七ヶ浜が舞台。犠牲となった親友や家族が、いつも空から見守っていることを知った住民たちが、悲しみを乗り越え、前へ進んでいくというストーリー。メンバー51名が笑顔で演じ、たくさんの元気を発信しました。



児童とふれあうアリ副首相



zoom-up ②  
トルコ共和国副首相  
アリ・ババジャン氏来町

12月7日、トルコ共和国のアリ・ババジャン副首相が来町されました。トルコ共和国では、震災発生からわずか10日後の3月21日、七ヶ浜町へ救助隊30名を派遣し、捜索活動にご尽力いただいております●当日は役場を訪れ、開会中であつた町議会会議場でありさつ。「トルコ国民は常に皆さんとともにあります」と、同大使館で集めた義援金を渡邊町長へ手渡しました。また、アリ氏は町内を視察し、松ヶ浜小学校を訪問。「トルコと日本は友好国です。震災後、トルコの小学生が作成した絵ハガキを、皆さんにお配りします」とアリ副首相は、児童一人ひとりに絵ハガキを配り、児童とふれあつていました。



**Zoom-up ③**  
**交通死亡事故ゼロ**  
**1500日達成**

平成19年11月1日から1500日間、町内で交通死亡事故が発生しなかったことをうけ、12月12日、塩釜警署より「褒状」が町へ伝達されました。当日は、宮城県警察本部交通部参事官兼交通安全企画課の後藤孝義課長、塩釜警察署の芳賀雄樹署長および交通安全協会七ヶ浜支部の伊藤政治さんから関係者が出席。後藤課長より渡邊町長へ「褒状」が伝達されました。渡邊町長は、「関係者の皆さんのご尽力のたまものであります。まずは本町の記録である1798日を目指して頑張っていきたい」と話していました。



**Zoom-up ④**  
**常連客が続々**  
**仮設店舗がオープン**

12月11日、生涯学習センター敷地内に、仮設店舗「七の市商店街」が完成し、オープニングセレモニーが行われました。セレモニーには、各店舗の代表者をはじめ関係者が出席し、テープカットが行われました。●七の市商店街には、生花店、飲食店、整体院、鮮魚店、理容室、美容室、青果店が、6区画に7店舗出店。開店と同時に常連の買物客の皆さんが続々と各店舗を訪れ、商店街は活気に満ちていました。理容店を経営する星仁さん(葛)は、「皆さまへの恩返しとして、七ヶ浜は大丈夫だと思っただけできるよう、頑張っていきたい」と力強く話していました。



**Zoom-up ⑤**  
**フィンランド元大統領**  
**マルティ・アハティ**  
**来町**

11月26日、フィンランド共和国元大統領のマルティ・アハティサーリ氏が町内の被害状況の視察のため来町されました。アハティサーリ氏は、フィンランド共和国大統領を離任した2000年に、紛争解決と平和構築を担う「危機管理イニシアティブ」を創設。インドネシア政府と「自由アチエ運動」間の和平調停を成功に導いたほか、国連事務総長特使などを務められ、2008年にノーベル平和賞を受賞されました。●役場を訪れたアハティサーリ氏は、渡邊町長より町内の被害状況の説明を受け、熱心に耳を傾けました。また、国からの財源の補助や、津波警報の周知方法をなどについて、渡邊町長と意見を交わしました。



**Zoom-up ⑥**  
**第2柏幼稚園児が町長へ**  
**勤労感謝のプレゼント**

11月24日、第2柏幼稚園児が町長室を訪れ、町長へ勤労感謝のプレゼントを手渡ししました。当日は、第2柏幼稚園のさくら組の園児14名が来庁。「お仕事お疲れさまです！」と、来年の干支「辰」が描かれた平成24年カレンダーを渡邊町長へ手渡しました。また、カレンダー裏には、「町長さん、お仕事がんばってください」と一人一人のメッセージが書かれていました。渡邊町長は「いつもありがとうございます。皆さんからいただいたカレンダーは、町長室に毎年掲示しています。これを見て、毎日皆さんの顔を思い出して頑張っています」と笑顔で答え、園児一人ひとりと握手を交わしました。





第42回

## 春の七草と七草粥

アラカルト

1月7日の朝に7種類の野菜をお粥に入れて食べる風習があります。そのお粥を「七草粥」、7種類の野菜を「春の七草」と呼びます。

### ●七草の由来

七草の風習はもともと中国から伝わったもので、1月7日の「人日（じんじつ）」の日に7種類の若菜を入れた汁物を食べていたものが日本へ伝来し、汁物から粥に変化しました。平安時代には宮中行事となり、江戸時代には武家や庶民にも広がり定着しました。

七草粥を食べる事で、邪気を払い万病を除き、一年の無病息災を願います。また、お正月で疲れた胃腸をいたわり、青菜の不足しがちな栄養を補給する効用もあります。

### ●七草の種類

昔の名称	現在の名称
芹（せり）	芹（せり）
薺（なずな）	なずな（別名：べんべん草）
御形（ごぎょう）	母子草（ははこぐさ）
繁縷（はこべら）	繁縷（はこべ）
仏の座（ほとけのざ）	小鬼田平子（こおにたびらこ）
菘（すずな）	蕪（かぶ）
蘿蔔（すずしろ）	大根（だいこん）

※春の七草は、昔と今では呼び名が変わっているものもあります。

1月7日の朝には、今年も健康で過ごせるように願って「七草粥」を食べましょう。

# ふれ愛 くらぶ



●星香澄ちゃん（4歳）  
風邪をひかずに、元気いっぱい遊ぼうね♪ ママより

お子さんの写真やイラスト  
お待ちしております

「ふれ愛くらぶ」では、イラスト、クイズ、お子さんの写真など、お待ちしております！

持参、封書、ハガキ、FAX、メールで下記までお送りください。

【宛先】

広報しちがはま「ふれ愛くらぶ」  
七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1

☎357-7439（直通）

fax357-5744（役場代表）

✉kouhou@shichigahama.com

### 短歌

### 俳句

「これで終り大事に食え」と弟の手に  
ある海苔は深き漆黒  
土井 義子

避難所の冷たき床に身を寄せて友の差  
し入れ毛布に涙す  
三嶋 時子

給水車待つ列の男「海苔舟も家も流れ  
素寒貧さ」と  
須藤 栄子

登山道閉鎖の立札山眠る  
八田 博子

無事帰還宇宙勤労感謝の日  
森 新一郎

小春日や浜復興の船が行く  
小玉 礼子



## ＜災害後のココロと体の健康＞

### 第6回 ぐっすり眠れていますか？

睡眠は、健康を維持するために欠かせないものです。「睡眠不足」は、体やこころに様々な影響を及ぼします。皆さんは、ぐっすり眠れていますか？

最近「震災後、眠れなくなった」「夜、ふと目が覚めてしまう」「睡眠薬は、一回飲んだらやめられないんだよね？」などの話を聞くことが多くなりました。そこで、今回は睡眠をテーマに取り上げてみました。

#### ●どうして眠くなるの？

私たちが起きている間、脳は絶えず働き続けています。酷使された脳は、徐々に温度が上がり、そのままの状態しているとオーバーヒートしてしまいます。そのため、長い時間起きていると、脳を休ませようとして眠くなるのです。

#### ●どうして眠れなくなるの？

辛いこと、嫌なこと、心配なこと、困ったことなどがたくさんあると、それだけで心の中が一杯になってしまい、「眠れない」状態に陥ってしまいます。また、3月11日の大震災や、家族や身近な方が亡くなったなど、心に大きなショックを与えるような出来事が起きてしまうことでも「眠れない」状態に陥ってしまいます。



#### ●眠ることは必要なの？

眠っている間に、成長や疲労回復に役立つ「成長ホルモン」やウイルスなどを撃退する免疫物質などが分泌されています。成長ホルモンは、新陳代謝も促します。病気の際は、眠ることにより活動エネルギーが、回復エネルギーにまわされます。つまり、人間は眠っている間に、体を修理改善しているのです。

#### ●眠らないとどうなるの？

睡眠不足が長く続くと、眠気や全身倦怠感、頭重感、不安、イライラ感など、身体や精神的症状が現れます。思考力や注意力も下がり、判断ミスも多くなり、ケガや事故が起きやすくなります。併せて、自律神経とホルモンのバランスが崩れて、血圧や血糖などが上昇し、高血圧や糖尿病等の生活習慣病の悪化にもつながります。特に、高血圧は、心筋梗塞や脳血管障害のリスクを高めることが明らかにされています。また、免疫力を低下させ、感染症やがん等の誘因や増悪因子になるとも言われています。

#### ●このようなことでも眠れなくなります

- ・夕食後にカフェインを飲むと…カフェインの覚醒作用は数時間続き、寝つきを悪くします。
- ・寝る前にお酒を飲むと…お酒を睡眠薬がわりに飲むと、次第にお酒に対する耐性がついてしまい、飲酒量が増加してしまいます。
- ・就寝前にたばこを吸うと…たばこは、健康に悪影響を及ぼすだけでなく、たくさん吸うと目を覚ます効果があります。
- ・就寝直前にたくさん食べると…睡眠中の消化作用は、睡眠の質を下げます。空腹感が強くて眠れない場合は、軽食や温めた牛乳などを少量だけとりましょう。
- ・熱いお風呂に入ると…熱いお風呂は交感神経を刺激し、寝つきを悪くします。

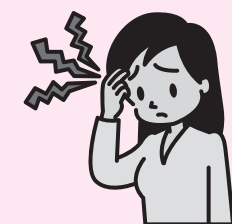


#### ●不眠は「うつ」等の初期症状かも？

「ぐっすり眠れない」「早朝に目が覚めてしまう」などの不眠症状は、うつ病と深い関係があると言われています。2週間以上続く不眠は、うつ病等のサインかもしれません。

誰でも、眠れない日はありますが、「疲れているのに早朝に目が覚めてしまう」「夜中に何度も目が覚めてしまい、眠った気がしない」という状態が、2週間以上毎日続いている場合は、専門機関に相談しましょう。

町では、専門医（精神科医）や保健師による相談を行っています。自分のこと、家族のこと、身近にいる人のこと等で、心配なことがある場合は下記までご連絡ください。



お問い合わせは、健康増進課 ☎ 357-7448

## 七ヶ浜町からの お知らせ

東日本大震災による被災情報  
(平成23年12月12日現在)

- 七ヶ浜町内で死亡が確認された、七ヶ浜町民の方 59名
- 七ヶ浜町内で死亡が確認された、七ヶ浜町外の方 9名
- 七ヶ浜町内で死亡が確認され、現在、身元不明の方 2名
- 七ヶ浜町外で死亡が確認された、七ヶ浜町民の方 32名
- 七ヶ浜町民の方 計 102名
- 七ヶ浜町民の安否不明者 5名

☎74336

応急仮設住宅等入居者情報  
(平成23年12月12日現在)

### ■応急仮設住宅

1. 第一スポーツ広場(151戸)  
524名

2. 七ヶ浜中学校第2グラウンド  
(106戸)

306名

3. 生涯学習センター前(68戸)

176名

4. 湊浜旧町営住宅跡地(17戸)

53名

5. 松ヶ浜謡児童遊園(17戸)

39名

6. 社会福祉協議会事務所下(14戸)

41名

7. 国際村第2駐車場(48戸)

107名

計421戸

### ■民間賃貸住宅の応急仮設住宅 扱い(宮城県決定分)

213世帯 752名

(内、町外での罹災者5世帯17名)

### ■その他(親戚宅や社宅等) 不明

\*お問い合わせは、地域福祉課まで

☎7449

### 義援金寄附金の募集

七ヶ浜町では、一日も早い復興を目指す。義援金、一般寄附金を募集いたします。

なお、七ヶ浜町役場を名乗り「義援金を××口座に振り込んでほしい」など、詐欺と思われる電話があったとの情報提供がありました。義援金口座を再確認していただくなど、十分ご注意ください。よろしくお願いいたします。

### ●義援金(12月8日現在 650件)

82,484,594円

内配分済額(平成23年12月8日現在)

59,250,000円

### 配分後義援金額

23,234,594円

### ●一般寄附金(復興支援)

(12月8日現在 300件)

256,346,828円

### ■義援金

災害による被災者に向けた義援金となります。義援金配分委員会を立ち上げて、被災者の被災状況などにより分配するものです。したがって、全て被災者へ配分されるものとなり、被災者への支援となります。下記の専用口座に直接、振込等により入金してください。

### ●銀行支店名

七十七銀行七ヶ浜支店

### ●口座種別及び番号

普通預金 9000887

### ●口座名義

七ヶ浜町会計管理者 阿部真也

### ■一般寄附金(復興支援)

町の一般財源として様々な行政活動の財源として活用できるものです。したがって、損壊した公共施設(学校、体育館、町道など)の修繕や復興に向けた行政活動に充てることになり、地方公共団体に対する支援となります。七ヶ浜町財政課メールアドレス: [naisei@shichigahama.com](mailto:naisei@shichigahama.com) までお問い合わせください。

### ■ふるさと納税寄附金 (七ヶ浜町への寄附)

町の一般財源として様々な町政運営の財源として活用できるものです。したがって、教育・福祉・防災、減災・地域活性化・環境対策などまちづくりを進める町政運営に充てることになり、地方公共団体に対する支援とな

## 公共機関等電話番号

役場代表番号 ☎357-2111
議会事務局 ☎357-7435
総務課 ☎357-7436
防災対策室 ☎357-7437
財政課 ☎357-7438
政策課 ☎357-7439
教育総務課 ☎357-7440
建設課(管理係) ☎357-7441
(施設係) ☎357-7442
産業課(水産商工係) ☎357-7443
(農政係) ☎357-7444

町民課(戸籍住民係) ☎357-7445
(国保年金係) ☎357-7446
地域包括支援センター
健康増進課(高齢者福祉係) ☎357-7447
(保健指導係) ☎357-7448
地域福祉課 ☎357-7449
会計課 ☎357-7450
税務課(固定資産税係) ☎357-7451
(住民税係) ☎357-7452
町税等徴収特別対策室 ☎357-7453
環境生活課 ☎357-7454

子育て支援センター ☎357-7455
水道事業所(水道係) ☎357-7456
(下水道係) ☎357-7457
(施設係) ☎357-7458
生涯学習センター ☎357-3302
老人福祉センター「浜風」 ☎357-4976
歴史資料館 ☎365-5567
七ヶ浜国際村 ☎357-5931
アクアリーナ ☎休館中
アクアゆめクラブ ☎357-7920
元茶屋(ミニデイ) ☎357-3303

町民プール ☎357-5031
図書センター ☎休館中
給食センター ☎357-2607
遠山保育所 ☎閉所中
汐見保育所 ☎362-7731
まつぼっくり広場 ☎366-6141
あさひ園 ☎357-4796
社会福祉協議会 ☎349-7781
シルバー人材センター ☎357-6039
七ヶ浜交番 ☎357-2216
七ヶ浜消防署 ☎357-4349

※遠山保育所へのお問い合わせは、汐見保育所まで

※図書センターおよびアクアリーナへのお問い合わせは、生涯学習センターまで



# 復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!

ります。  
●手続き 寄附申込書を郵送、FAX、メール等により財政課「ふるさと納税」担当宛に送付  
\*お問い合わせは、財政課まで  
☎7438

## 義援金の一次配分、二次配分について

東日本大震災で被災された皆さまへ、義援金受付団体(日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団)宮城県および七ヶ浜町に寄せられた義援金を、宮城県および七ヶ浜町災害義援金配分委員会において決定した内容で配分いたします。

### 【義援金支給対象者】

#### ●支給対象

- ① 死亡・行方不明者の方がいる世帯
- ② 災害障害見舞金対象者
- ③ 住宅全壊・大規模半壊・半壊の世帯
- ④ 震災孤児
- ⑤ 母子・父子世帯

#### ●申請者

① 配偶者、子、父母、孫、および祖父母の順(ご遺族がいない場合には法定相続人など)  
※同順位の方が複数いる場合にはそのうちの1人

- ② 災害により負傷、疾病にかかり、一定の障害が認められる方
- ③ 住家の世帯主。被災当時の世帯主が死亡・行方不明の場合には、新しい世帯主。(同居親族がいない場合には法定相続人)
- ④ 震災により父母を失った児童

⑤ 震災により住家に半壊以上の被害を受け、震災時に母子(父子)世帯であった方若しくは震災に起因する理由により配偶者が死亡し母子(父子)世帯となった方。(児童とは、平成4年4月2日から平成23年3月11日に生まれた方)

単位(円)

支給対象	第一次配分		第二次配分		七ヶ浜町	
	義援金受付団体	宮城県	義援金受付団体	宮城県		
人的	死亡・行方不明者	350,000	150,000	500,000	—	50,000
	災害障害見舞金対象者	—	100,000	—	—	25,000
住家	住宅全壊(焼)	350,000	100,000	500,000	50,000	50,000
	大規模半壊	180,000	70,000	470,000	30,000	50,000
	半壊(大規模半壊を除く)	180,000	20,000	270,000	30,000	25,000
震災孤児	—	500,000	—	—	—	150,000
母子・父子世帯	—	—	—	200,000	—	—

### 【申請方法】

支給対象の①から④については災害弔慰金、被災者生活再建支援制度、七ヶ浜町災害見舞金の申請をされた方は、その内容をもとに義援金の支給申請としますので改めて申請の必要はありません。

⑤母子父子世帯については、新たな申請が必要です。り災証明書書、戸籍謄本(当町に本籍がない場合)、申請者(父または母)の通帳を持参のうえ、8月1日より地域福祉課の窓口で申請受付いたしております。

### 【支給日】

●義援金受付団体および宮城県(第一次配分) 6月15日  
(第二次配分) 8月3日

●七ヶ浜町 6月30日

\*お問い合わせは、地域福祉課まで

☎7449

## 七ヶ浜町被災事業者支援事業

東日本大震災により町内で被災した法人または個人の商工業者で、事業を町内で再開するために施設・設備の復旧費(50万円以上)に要した経費の一部を補助します。(ただし、国の被災者生活再建支援制度、東日本大震災災害義援金、宮城県の住宅の応急修理制度等の支援を受けている事業者は対象外となります)

### ●申込受付期間

平成24年3月30日(金)まで  
(土・日・祝祭日・年末年始を除く)

### ●申請先

多賀城・七ヶ浜商工会  
七ヶ浜事務所

\*お問い合わせは、産業課まで  
☎3912  
☎7443

## 災害見舞金の支給について

東日本大震災において、被害を受けた建物の世帯主に対して、七ヶ浜町では下記の災害見舞金の支給を行っております。平成23年5月18日まで提出書類がすべて整っている方は、平成23年5月31日に口座へ振込まれております。それ以降については、随時振込の事務処理を進めてまいります。

### ●災害見舞金の額

#### 【全壊】

(り災証明書の全壊および大規模半壊)  
自家10万円 借家7万円

【半壊】(り災証明書の半壊)  
自家5万円 借家3万円

\*お問い合わせは、地域福祉課まで

☎7449

## 災害弔慰金の支給における震災関連死のご相談について

災害弔慰金の支給については、この度の震災による直接的な原因で亡くなられた方のほか、震災に関連して亡くなられた方も対象となります。

震災と死亡との間に因果関係があるかを県の審査委員会で判定し、震災関連死と認定された方が対象となります。詳しくは、地域福祉課までご相談ください。

\*お問い合わせは、地域福祉課まで  
☎7449

## ＜被災刀剣類レスキュー相談窓口開設＞

宮城県美術刀剣保存協会では、震災により被害を受けた刀などの手入れ方法、発見届などの手続きに関する相談を受け付ける「被災刀剣類レスキュー相談窓口」を開設しました。お困りのことがありましたら、相談窓口までお問い合わせください。●相談窓口 宮城県美術刀剣保存協会事務局(塩釜神社博物館内) ☎367-1611

### 被災者生活再建支援制度

#### ●対象となる世帯

被災時に居住していた家屋が、り災証明書で「全壊」および「大規模半壊」と証明された世帯。または住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

#### ●支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と再建方法に応じて支給される加算支援金になります。(世帯人数が1人の場合には該当欄の金額の4分の3の額)

#### ●基礎支援金の申請期間が延長されました

平成25年4月10日まで

#### 【基礎支援金】

住宅の被害程度	全壊	解体	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	50万円

#### 【加算支援金】

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

\*お問い合わせは、地域福祉課まで

☎7439

### 各種イベントの中止・延期・開催について

#### ■七の市を当面の間休止します

毎月開催しておりました「七の市」について、当面の間休止します。開催が決まり次第お知らせします。

\*お問い合わせは、産業課まで

☎7443

### 農地災害復旧工事のお知らせ

町内の農地では、畦畔・水路の復旧および除塩作業を実施しております。作業はため池の位置や水路、地形等の関係により前後しますが、全町での営農再開に向けて、順次進めていきますのでご理解・ご協力をお願いいたします。

\*お問い合わせは、産業課まで

☎7444

### 七ヶ浜土地改良区からのお知らせ

七ヶ浜土地改良区事務所は、震災により流失し組合員の皆さまには、大変ご迷惑をおかけしているところですので、阿川排水機場(菖蒲田浜字牛ノ鼻木)を仮事務所として業務を行っておりますので、お知らせいたします。

#### ●電話でのお問い合わせ先

☎3388

\*お問い合わせは、右記電話番号まで

## 公共機関 開館・閉館状況

#### ◆役場各課窓口

平日のみ開庁。午前8時30分から午後5時15分

#### ◆生涯学習センター(☎357-3302)

##### ●中央公民館

7月1日より貸館などの通常業務開始。

##### ●老人センター(☎357-4976)

9月1日(木)より、老人福祉センター「浜風」の入浴サービスが利用できるようになりました。

あわせて送迎バスも仮運行で再開いたします。運行ルートや時間については、老人福祉センター「浜風」までお問い合わせください。

##### ●すばーく七ヶ浜

救援物資の搬入および災害ボランティアセンター事務局となっているため、当分の間は利用することができません。

#### ◆図書センター

仮設図書館を生涯学習センター1階ロビーに設置しています。

※お問い合わせは、生涯学習センターまで。

#### ◆歴史資料館(☎365-5567)

7月1日より通常業務開始。

#### ◆七ヶ浜国際村(☎357-5931)

7月1日より貸館などの通常業務開始。

#### ◆町内のスポーツ施設

##### ●アクアリーナ

地震による損傷があるため、当分の間は利用することができません。

※お問い合わせは、生涯学習センターまで

#### ●アクアゆめクラブ事務局(☎357-7920)

通常どおり業務を行っています。

#### ●町民体育館

解体工事のため、利用することができません。

#### ●サッカースタジアム

通常どおり利用できます。

#### ●野球場

通常どおり利用できます。

#### ●テニスコート

地震による損傷があるため、当分の間は利用することができません。

#### ●第1スポーツ広場、キャンプ場

応急仮設住宅用地のため使用停止。

#### ●第2スポーツ広場

通常どおり利用できます。

#### ●町民プール

5月1日より営業を開始しています。

【土・日・祝日】午後5時まで

【火～金曜日】午後8時まで

#### ●武道館

通常どおり利用できます。

※上記9施設へのお問い合わせは、アクアゆめクラブまで

震災の影響で、現在遠山保育所の安全確保が難しく危険であることから、4月11日より、汐見保育所1か所での合同保育を行っています。



# 復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!

## 七ヶ浜町における放射線量等の調査状況について

福島第一原子力発電所事故により、放射線について心配される方が増えております。放射線量につきましては、3月16日から現在まで、宮城県原子力安全対策室の方から「宮城県内の放射線量について、健康に影響を与えるレベルではありません。」という報告を受けており、安全が確認されております。町でも、随時測定し、結果をお知らせしてまいります。

### ① 空間放射線モニタリング状況

#### ● 実施方法

町職員が簡易型放射線測定器により、役場前・小学校・中学校・幼稚園・保育所を地表面より1m、0.5mの高さで測定を実施。測定は1分おきに5回(5分間)測定し、平均値(少数点第3位を四捨五入)を測定結果としていきます。

#### ● 測定結果

#### (1) 役場駐車場

測定月日	12月13日
天候	晴れ
測定時間	午前 7時55分
測定結果 地上1m	0.08
測定結果 地上0.5m	0.08

※6月30日から12月13日現在まで、計16回測定。最新の数値については、町ウェブサイトをご覧ください。

## 震災関係情報

### 応急仮設住宅

#### ■ 応急仮設住宅の申し込み

今回の震災で、住んでいた住居が半壊以上の被災を受け、なおかつ現在住むところがない応急仮設住宅要件に該当する世帯を対象に、仮設住宅を供給します。1月13日(金)まで地域福祉課窓口にてお申し込みください。なお、応募者多数の場合は抽選の上決定します。

#### ● 七ヶ浜中学校第2グラウンド

3K 1戸  
七ヶ浜国際村第2駐車場  
1DK 2戸

#### ● 謡児童遊園 2DK 1戸

\*お問い合わせは、地域福祉課まで  
☎7449

### ボランティア

■ 家の片付けなど、私たちが手伝います!

#### ● 依頼方法・受付時間

電話か直接七ヶ浜町災害ボランティアセンターへ申し込んでください。午前9時〜午後4時

#### ● 受付番号

☎090-6853-4490  
☎080-5949-8452

#### ● 活動内容

浸水家屋の家財や畳の運び出し、危険を伴わないもの、高齢世帯・一人暮らしの方の片づけ、その他要相談 ※ボランティアも随時募集中です。 \*お問い合わせは、上記電話番号まで

津波被害により流失した遺失物の縦覧(3月31日まで)

津波で流された写真、賞状、位牌などの縦覧を次のとおり行います。

#### 【貴重品類以外のもの】

● とき 土日祝日のみ  
午前9時30分〜午後3時30分

#### ● ところ すばく七ヶ浜

※所有者が判明できる一部の遺失物については、役場総務課でお預かりしています。

【貴重品類】 貴重品類は、最寄りの警察署(塩釜警察署、七ヶ浜交番(湊浜)に遺失届を提出してください。

\*お問い合わせは、災害対策本部まで  
☎7436

## 都市基盤情報

### 上下水道

#### ■ 町内の下水道施設について

町内の汚水中継ポンプ場及びマンホールポンプについては、一部を除いて稼働していますが、停電になると、ポンプ設備が停止する場合があります。また、大雨の際は処理水量が増加し、汚水ポンプ場のポンプに負荷がかかりますので、できる範囲での節水にご協力願います。

\*お問い合わせは、水道事業所下水道係まで  
☎7457

＜民有地内のガレキ・破損家屋の解体撤去作業の受付は、2月29日まで＞

平成23年3月末より受け付けをしておりました、解体撤去作業の申請受付を、2月29日(水)で終了します。

●対象 建物(半壊・大規模半壊・全壊のり災証明のものに限る)、ブロック塀や岩塀(地震により破損しているものに限る)または敷地内のガレキ。土留めとなっているのは対象外です。\*お問い合わせは、建設課まで ☎357-7441

■汚水処理場

「仙塩浄化センター」について

●下水処理の状況について

現在、放流水質を改善する取り組みとして、簡易浄化処理を実施しています。引き続き施設の復旧に全力で取り組み、平成24年12月までに汚泥焼却施設を除く全ての施設を完全復旧し、震災前の水質を確保する計画です。

なお、施設が復旧するまでは、引き続き節水等のご協力をお願い致します。宮城県中南部下水道のホームページに「仙塩浄化センター復旧だより」として復旧状況を掲載しています。詳しくは、こちらをご覧ください。

\*お問い合わせは、宮城県中南部下水道事務所まで ☎4001

電話

■固定電話および光回線が不通の方は、左記まで

●ご連絡ください

●お問い合わせ先

- NTT東日本
- アナログ回線の固定電話 (ADSL回線含む) ☎113
- 光回線(Bフレッツなど) ☎0120-1242751

生活基盤情報

住宅

■災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」

平成23年3月11日の東日本大震災により「全壊・大規模半壊または半壊した住宅」を市町村が業者に依頼して一定の範囲内で応急修理する制度です。

●対象世帯

以下の全ての要件を満たす世帯が対象となります。

- ・大規模半壊または半壊の被害を受けたこと(市町村が発行するり災証明書が必要となります)。なお、全壊の場合でも、応急修理をすることにより、居住が可能となる場合は対象となります。
- ・応急修理を行うことにより避難所などへの避難を要しなくなると見込まれること。
- ・応急仮設住宅を利用しないこと
- ・所得制限など

平成21年度の世帯全体の年収等が以下のいずれかに該当する世帯が対象です。世帯全体の年収が500万円以下の場合

- ・世帯全体の年収が500万円超、700万円以下で、かつ、世帯主45歳以上または要援護世帯
- ・応急仮設住宅を利用しないこと

ただし、大規模半壊または全壊の住宅被害を受けた世帯については、所得制限はありません。

●住宅の応急修理の内容

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便

所などの日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施します。緊急度の優先順位は次のとおりです。

- ① 屋根、柱、床、外壁、基礎等
- ② ドア、窓などの開口部
- ③ 上下水道、電気、ガス等の配管、配線
- ④ 衛生設備

※地震の被害と直接関係のある修理のみが対象です。

※内装に関するものは、原則として対象外です。

※家電製品は対象外です。

●限度額

- ・一世帯あたり52万円
- ・同一世帯(1戸)に2以上の世帯が居住している場合でも、右記一世帯あたりの限度額以内となります。

●申込期限及び工事完了期限

- ・申込期限平成24年1月31日
- ・工事完了期限平成24年3月31日

\*お問い合わせは、建設課まで ☎7441

■住宅等の自費解体への助成

町では、東日本大震災によって家屋等に被害を受けられ、町の無料解体を待たずに自費で損壊家屋等の解体や撤去を行った方へ助成を行います。

●対象者

個人の家屋等で損壊が著しく危険な状態であったため、緊急に解体撤去を必要とした家屋等で、家屋等の全部の解体撤去を自費で行った方で、次の事項に該当する方が対象となります。

- ①り災証明書で家屋等が「半壊」また

は「大規模半壊」または「全壊」と判定された町民の方

②損壊が著しく危険であり、緊急にブロック塀の全部を解体撤去された町民の方

③所有地内のがれきを全部撤去された町民の方

④平成23年8月31日以前に施工業者と契約した町民の方

⑤町に無料解体を依頼していない町民の方

町民の方以外で、七ヶ浜町に家屋等を所有し、り災証明書や危険と判断ができる写真等がある方はご相談ください。

●申請受付期間

平成24年1月13日(金)まで

●申請受付時間

午前10時～正午  
午後1時30分～午後3時30分

●申請受付場所

七ヶ浜町役場第6会議室(役場庁舎裏)

●申請する時必要な物

解体撤去等依頼書(申請時に記入していただきます)、身分証明書(運転免許証等)、り災証明書、印鑑(認印でかまいません)、施工業者の見積書、契約書、支払いが終わっている場合は領収書、撤去前、撤去後の状況がわかる写真、その他、町が必要と認める書類 ※申請する時は、施工業者も同行していただきます。

●助成額

助成する額は、町が算定した額と申請者が施工業者と契約した金額のいずれか低い方の額になります。町の算定額は、無料解体時に町が業者に支払う場合の単価等を準拠します。

\*お問い合わせは、環境生活課まで ☎7454



税

1月の納税(納期限1月31日)

今月は、固定資産(都市計画)税の第4期、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の第5期で、納期限は1月31日(火)です。

納期限まで納付されない場合、督促手数料および延滞金が増算されます。  
\*お問い合わせは、町税等徴収特別対策室まで ☎7453

震災による土地の被害調査・家屋の被害に係る罹災証明書について

震災による土地の被害について、申請に基づいて調査を行っております。また、罹災証明書が必要な方(家屋に被害があった方)が申請された場合、被害程度の調査結果により罹災証明書を交付しております。判定後、再度の申請があれば、家屋の内部立ち入りも含めた二次調査を実施しております。  
\*お問い合わせは、税務課まで ☎7451

事業主の皆さん税の申告準備・書類整備をお忘れなく

【償却資産の申告】

申告受付 1月4日(水)～31日(火)  
※土日・祝日は除く。地区別の期日指定はありません。

●ところ

税務課窓口(郵便でも可能です)  
●償却資産の対象となるもの

- ① 構造物・煙突、広告塔など
- ② 機械・モーター、冷凍装置など
- ③ 船舶・ボート、漁船など
- ④ 航空機・飛行機など

- ⑤ 車両・運搬具・自転車など
- ⑥ 工具、器具・備品・事務机、計算機など

●償却資産の対象とならないもの

- ① 耐用年数1年未満の資産
  - ② 取得価格が10万円未満の資産(小額資産)
  - ③ 取得価格が20万円未満で3年以内一括して均等償却するもの(一括償却資産)
  - ④ 自動車税及び軽自動車税の対象となるもの
- \*お問い合わせは、税務課固定資産税係まで ☎7451

■ 税務証明書申請の際のお願い

税務証明書の申請は、原則としてご本人でない証明書を発行できません。また、税務証明書発行には身分証明書が必要です。官公署発行の写真付き身分証明書は1点、それ以外は2点以上が必要になります。

ご本人以外の方が代理申請をする場合は、たとえご家族の方であっても委任状をお持ちください。

\*お問い合わせは、税務課 住民税係まで ☎7452

■ 消費税・譲渡所得の申告は確定申告書作成会場(マリンドー)で!

平成23年分の消費税、譲渡所得(株式等・土地や建物の売却)、配当所得の申告は、平成24年2月から3月までに行なわれる確定申告書作成会場(マリンドー)で行なってください。(役場の申告会場では、受付できません)

\*お問い合わせは、税務課 住民税係まで ☎7452

■ 所得申告(所得税確定申告・住民税申告)に算入できる町税等の確認

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、社会保険料控除になり、固定資産税や軽自動車税は、事業用の経費(租税公課)になる場合があります。口座振替納付の方は、所得申告の際に、次の要領で所得控除や事業用所得の経費として算入する分の支払額を確認してください。原則として、その年に支払った税金等が、所得控除や経費に算入できる場合があります。

例えば、国民健康保険税だと、納期限日ごとの支払いの場合、平成23年中の支払い分(前年度7期分から今年度4期分まで)が算入できます(今年度5～9期分は翌年の申告時)。また、本来なら平成22年以前に支払うべきものを、平成23年中に支払っている場合は、その分も算入できます。

なお、平成23年中に支払うべきものを翌年以降に支払う場合は、支払いをした年分の申告時の算入となり、平成23年分への算入はできません。  
\*お問い合わせは、税務課 住民税係まで ☎7452

■ 納税口座振替の皆さまへ

納税の口座振替は、納期限の日に指定口座から自動振替になります。預金残高の確認をお願いします。

\*お問い合わせは、町税等徴収特別対策室まで ☎7453

■ 塩釜税務署からのお知らせ

所得税(譲渡所得を含む)・消費税および地方消費税・贈与税の確定申告書作成会場をマリンドー塩釜3階マリンドーホール(塩釜市港町1-4-1)に開設します。

●とき

2月1日(水)～3月15日(木)  
※土・日曜日・祝日を除く  
午前9時～午後4時

塩釜税務署内には、確定申告書作成会場を開設しておりませんので、確定申告書作成会場「マリンドー塩釜3階マリンドーホール」をご利用ください。

なお、確定申告書等の提出については、税務署窓口でもお受けいたします。

申告と納税の期限は、所得税・贈与税は3月15日(木)まで、消費税及び地方消費税は4月2日(月)までです。期限間近になりますと大変混雑しますので、お早めに。

【インターネットで確定申告!】

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)の「確定申告書等作成コーナー」により、所得税・消費税等の確定申告書や青色申告決算書等が簡単に作成できるほか、e-TAXへの直接送信も行うことができます。

確定申告に関する一般的なご質問は、電話相談センターをご利用ください。自動音声でご案内します。

\*お問い合わせは、塩釜税務署まで ☎2151



## 平成24年1月の各種乳幼児健診並びに集団予防接種

### 【1歳6か月児健康診査】

●とき 1月19日(木)

午後12時15分～30分

### ●対象

平成22年6月1日～30日出生児  
※希望者にはフツ素塗布を行います  
(フツ素塗布100円)

### 【3歳児健康診査】

●とき 1月18日(水)

午後12時15分～30分

### ●対象

平成20年7月1日～31日出生児

### 【3～4ヶ月児健康診査・BCG接種】

●とき 1月26日(木)

午後12時15分～30分

### ●対象

平成23年9月23日～10月26日出生児

### ●右記3つの健診会場

母子健康センター

\*お問い合わせは、健康増進課まで

☎7448

## 20歳になったら国民年金

新成人のみなさん、おめでとうございませう。20歳になると、義務として国民年金に加入しないといけないこと、ご存知ですか？

国民年金は、老後はもちろん、けがや病気などで収入がとだえても、誰もが安定した生活を送れるように社会全体で支えあう制度です。「年金なんてまだまだ先のこと」と思われる方もあるかもしれませんが、老後にきちんと年金を受け取るためには、20歳のうちから保険料を納付していくことになつていきます。

また、万が一突然の事故で、障害や死亡といった事態に遭ってしまったとき、自身や家族の経済的な支えとなる年金を受け取るためにも、普段からきちんと保険料を納付していくことが大切です。

### ●生活を支える3つの基礎年金

- ・老齢基礎年金：老後の暮らしの保障
- ・障害基礎年金：けがや病気により障害が残ってしまったときの保障
- ・遺族基礎年金：子を残して一家の働き手が亡くなつてしまったときの保障

国民年金の加入者(被保険者)は、職業などによって3種類に分かれていて、保険料の納付方法も異なります。

### ●第1号被保険者

学生、フリーター、自営業者、農業従事者などとその配偶者

### ●第2号被保険者

会社員、公務員などの厚生年金保険、共済組合の加入者

### ●第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている妻(または夫)

このうち、第1号被保険者になる方

は、給料から天引きされる会社員などと異なり、自分で保険料月額15020円(平成23年度)を納めなくてははいけません。加入の手続きをとると、納付書が送付されますので、銀行や、郵便局、コンビニエンスストアなどの窓口で支払うか、口座振替などの方法で納付します。

もし収入が無く納付が困難なときは、申請により保険料の納付が免除や猶予される制度があります。また、学生の方には「学生納付特例」という制度があります。対象となられる方は、大学等に在学する20歳以上の方で、本人の前年所得が118万円以下の方となります。手続きには「在学証明書」または「学生証」の写しが必要です。免除や猶予された保険料は、10年以内であれば追納して年金額を増やすことができます。

ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納するときは、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。納付が難しいときは、未納のままにせず、必ず年金事務所等にご相談してください。

\*お問い合わせは、ねんきんダイヤルまで

☎0570-051165

## あそぶさございん 七ヶ浜deお正月

餅つき、アメ細工、お茶席、書初め、福笑いなど、昔懐かしい正月の遊びを体験してみませんか。入場は無料です。家族みんなであそぶさございん!

●とき 1月29日(日)

午後0時30分～午後2時30分

●ところ 七ヶ浜国際村

\*お問い合わせは、七ヶ浜国際村まで  
☎5931

## 暮らしの相談、お待ちしています

### 行政相談

行政(国・県・町)に関する相談

### ●相談委員

星 初枝(菫) ☎2426

瀬戸 源市(東) ☎8549

### 人権相談

人権問題に関する相談

### ●相談委員

星 徳光(菫) 伊藤 せい子(代)

村上 妙子(境) 高原 重輝(汐)

引地 淑子(花) 仙台法務局塩釜支局 ☎2338

### 生活相談

生活上の心配事に関する相談

●相談委員 各地区の民生委員

※行政・人権・生活相談は次のとおり

●とき 1月10日(火)、2月14日(火)

午前10時～午後3時

●ところ 水道庁舎2階

### ■無料法律相談(弁護士が相談に応じます)

●とき 1月12日(木)

午後1時30分～4時30分(入30分)

●ところ 水道庁舎2階

※事前に予約が必要です(先着順)。

ご予約は総務課まで ☎7436

### ■消費生活相談

消費生活や多重債務に関する相談

●相談委員 村上 妙子(境)

●とき 1月12日、16日、18日、19日、23日、26日、30日、2月2日、6日

午前9時～午後5時

●ところ 役場相談室

お問い合わせは産業課まで ☎7443

### ■身体障害者相談

障害の悩みや社会保障制度の相談

### ●相談委員

鈴木 勲(菫) ☎2461

川村 矩子(遠) ☎2224

星 好男(東) ☎1394

### ■知的障害者相談

知的障害者の生活等に関する相談

●知的障害者相談員

榎木 正俊(松) ☎2314



## 図書センターからのお知らせ

図書センターは、地震により休館していましたが、中央公民館1階ロビーにて臨時の貸し出しを再開しました。

本を借りるには利用カードが必要です。初めてご利用の方、震災で紛失した方は、カウンターまでお申し付けください。本は1人5冊まで、2週間借りられます。

●開館時間 午前9時～午後5時

●休館日 月曜日（祝日の場合は翌日火曜日）および最終金曜日（館内整理日）

●1月のよみかかせ

1月12日（木）、26日（木）午前10時30分より、中央公民館キッズルームにてよみかかせを行います。どうぞ親子でご参加ください。

\*お問い合わせは、生涯学習課まで

☎33302

## 表彰おめでとございます

●東北地方更生保護女性連盟会長表彰

稲妻 よし子 さん

●仙台保護観察所長感謝状

小玉 壽子 さん

●更生保護法人宮城県更生保護協合理事長感謝状

長橋 フク子 さん

新妻 禮子 さん

佐藤 悦子 さん

遠藤 安子 さん

●宮城県更生保護女性連盟会長表彰  
稲妻 みや子 さん

## 子育て支援センターだより

### ◆ベビールーム「めんこ・めんこ」◆

2か月から6か月の赤ちゃんと保護者の方を対象に、ベビーマッサージやフリートークで楽しく過ごします。

- とき 1月31日(火) 午前10時～
- ところ 子育て支援センター
- 持ち物 バスタオル・タオル2枚・オムツ・ミルク(母乳)・母子手帳
- 申込 1月27日(金)まで

### ◆子どものこころの健康相談◆

災害を体験した子どものこころと身体は、いろいろなサインを出しています。「ささいな事におびえる・赤ちゃんがえり・食欲がない・腹痛等」これらの状況を緩和し乗り越えるための対応について相談・支援します。

- とき 1月16日(月)、30日(月)  
午前10時～午後4時30分(予約制)
- ところ 子育て支援センター
- 対応 緊急こどもサポートチーム

### ◆親子遊び◆

今回は『親子ゲーム大会』です。親子で多に盛り上がりましょう。1月から3月生まれのお誕生会もあります。

- とき 1月12日(木) 午前10時～
- ところ 子育て支援センター
- 申込 1月10日(火)まで

### ◆「移動すまいる広場」気軽に遊びにきてみませんか!◆

仮設住宅集会所にて、移動すまいる広場を開催しています。広いところで、お友達と一緒に遊びましょう。ママのティータイムもできます。当日は保健師が担当しますので、気軽に相談に来て下さい。

- 第一スポーツ広場集会所 1月12日(木)・19日(木)・26日(木)・2月2日(木)・2月9日(木)
  - 湊浜丁目談話室 1月10日(火)・17日(火)・24日(火)・31日(火)・2月7日(火)
- 七ヶ浜中学校第2グラウンド集会所の移動すまいる広場は行いません。

- 開催時間 午前10時～正午

### ◆あそぼ・あそぼ◆

ちょっと早めの『鬼のお面作りと豆まき会』です。今年も支援センターに鬼が登場します。元気で勇気のあるお友達大集合!!

- とき 1月27日(金) 午前10時～
- ところ 子育て支援センター
- 申込 1月25日(水)まで

### ◆みんなで遊べる「すまいる広場」◆

(子育て支援センター自由開放日)

子育て支援センターを開放します。お子さんと一緒に、自由に遊べる室内広場です。また、保育士・保健師が子育ての相談に応じています。

### 【1月～2月上旬の開放日】

- 1月  
5日(木)・6日(金)・10日(火)・11日(水)・12日(木)・13日(金)・16日(月)・17日(火)・20日(金)・23日(月)・24日(火)・25日(水)・27日(金)・30日(月)・31日(火/午後のみ)

### ●2月(上旬分)

- 1日(水)・2日(木)・6日(月)・7日(火)・8日(水)・9日(木)・10日(金)

※いずれも午前9時～午後4時

(都合により変更する場合があります)

### ◆まつぼっくりdayに参加しませんか◆

一時保育利用を考えている方を対象に、まつぼっくり広場を開放します。親子で一緒に遊びましょう。

- とき 1月10日(火)、24日(火)  
午前10時～11時
- ところ まつぼっくり広場
- 人数 1日5組(要予約)

### ◆絵本と仲良し◆

図書センターからの移動図書館。いろいろな絵本に触れ合う事ができますよ。

- とき 1月17日(火) 午前10時30分～11時
- ところ 子育て支援センター

お申し込み・お問い合わせは、子育て支援センターまで ☎357-7455

### 宮城県子どものこころのケアチーム巡回相談 (塩釜地区)

- とき 1月11日(水)、13日(金)、25日(水)、27日(金) 午前10時～午後3時(要予約)
- ところ 子育て支援センターほか管内巡回

## <生活保護の相談について>

宮城県仙台保健事務所の相談員が、今年3月まで、役場にて相談をお受けします。

●とき 毎週火曜日午前10時～午後3時 ●ところ 地域福祉課窓口 相談希望の方は、あらかじめ電話にてご連絡をお願いします。 ※お問い合わせは、地域福祉課まで ☎357-7449

### 高齢年金を受給されている方へ 源泉徴収票が送付されます

厚生年金保険、国民年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受け取っている皆さまに、平成23年中に支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする「平成23年分公的年金等の源泉徴収票」が、1月末までに送付されます。

「公的年金等の源泉徴収票」は、所得税の確定申告をする際の添付書類として必要となりますので大切に保管してください。

●次のような方は確定申告が必要になります

- ・2つ以上の年金の支払者に対して扶養親族等申告書を提出している方
- ・年金以外にも給与等の所得がある方
- ・社会保険料控除、医療費控除、生命保険料控除などを受けようとする方
- ・万が一、源泉徴収票を無くされた場合は「ねんきんダイヤル」にお問い合わせのうえ、お問い合わせの際は年金証書の基礎年金番号・年金コードをご用意願います。

※遺族年金、障害年金については、課税の対象となっておりませんので源泉徴収票は送付されません。

※年の途中でお亡くなりになった方の源泉徴収票は送付されませんが、必要な場合はお問い合わせください。

\*お問い合わせは、ねんきんダイヤルまで

☎0570-051165

## 宮城県のアナログ放送は **3月31日** に終了します。

- どんな準備をすればいいの？ ●今のテレビではだめなの？
- 地デジがうまく映らない…。

### 「地デジ相談コーナー」を開催します

- とき 1月16日(月)から4月23日(月)の毎週月曜日(祝日を除く)  
(1月16日、23日、30日、2月6日、13日、20日、27日、3月5日、12日、19日、26日、4月2日、9日、16日、23日) 午前9時30分～午後4時30分
- ところ 役場1階ロビー

# デジサポ宮城

(総務省 宮城県テレビ受信者支援センター)

## ☎022-745-1500

平日：9:00～21:00 土日祝日：9:00～18:00

デジサポは、国の補助金で運営されています。相談・アドバイスなどには費用がかかりません。

### 地上デジタル放送受信のための支援について

総務省では、経済的な理由でまだ地上デジタル放送が視聴できない世帯に対して、簡易な地上デジタルチューナー(1台)の無償給付などの支援を実施しています。

#### ●対象者

(1)NHK放送受信料全額免除世帯の方(東日本大震災により住居が半壊、半焼または床上床下浸水以上の被害を受けた世帯、または避難の勧告等を継続して1カ月以上受けている世帯の方を含みます)

①チューナー(1台)をお住まいへ配送します。②お申し出により、必要に応じてアンテナ改修なども行います。③申請により、共同受診施設・ケーブルテレビの必要最低限の改修経費を負担します。

(2)市町村民税非課税世帯の方

①チューナー(1台)をお住まいへ配送します。②チューナーの設置方法と操作方法を電話でサポートします。

●申込期限 3月31日(土)まで(消印有効)

#### ●お問い合わせ先

総務省地デジチューナー支援実施センター 平日：午前9時～午後9時 休日：午前9時～午後6時

[NHK放送受信料全額免除世帯の方]

ナビダイヤル☎0570-033840または☎03-4334-2668 FAX03-5304-2011

[市町村民税非課税世帯の方]

ナビダイヤル☎0570-023724または☎03-4334-2669 FAX03-5304-2011



## お子さんのいるご家庭に 蜜ロウソクをお送りします

地震・津波などの自然災害で被災地にお住まいの方や、ふる里を離れ避難されている方で、お子さん（高校生以下）のいるご家庭に、山形県朝日町在住の蜜ロウソク職人が作成した蜜ロウソクをお送りします。（お子さんお一人1本ずつ）

個人・団体、被災の程度は問いません。お気軽にお申し込みください。

\*お問い合わせは、キャンドルリンク 3・11実行委員会まで

〒990-11573

山形県西村山郡朝日町

立木825-3

☎/ FAX 0237-67-3260

✉ mitsuru@lto.ocn.ne.jp

## 消火栓・防火水槽まわりの 除雪にご協力を

大雪が降ったときに火災が発生すると、道路や公園などに設置されている消火栓や防火水槽を探し出すのに時間がかかり、被害が拡大してしまう恐れがあります。

消防署でも全力を挙げて除雪作業を実施しておりますが、処理しきれないのが実情です。

ご自宅の雪かきと併せて、お近くの消火栓や防火水槽の除雪にご協力をお願いいたします。

\*お問い合わせは、七ヶ浜消防署まで

☎ 4349

## 無料「結婚相談会」

結婚のことについてお悩みの方、専門の相談員があなたの相談に応じます。

●とき 2月17日(金)

午前10時～午後3時

●ところ 中央公民館

●内容 結婚全般(初婚、再婚等)に関する相談

●対象 結婚について真剣に考えている49歳までの方、及びその家族の方

●その他 事前の申し込みが必要です

●申込締切 2月14日(火)

\*お問い合わせは、中央公民館

☎ 3302

または青年交流推進センターまで

☎ 4638

## おはなしサロン だん・だん(談・暖)

町では、仮設住宅集会所などを会場

に「おはなしサロン だん・だん(談・暖)」を開催しています。内容は、参加した皆さんで、自由にお話ししたり、話を聴いたりできる「お話しタイム」が中心です。

自分の気持ちを言葉にしてみませんか。誰かの話を聴いてみませんか。医師や保健師、栄養士などによる「健康ワンプoint講話」もあり、個別相談も出来ます。詳しくは、左記までお問い合わせください。

\*お問い合わせは、健康増進課 保健指導係まで

☎ 7448

☎ 7448

## 危険物取扱者試験準備講習会

平成23年度第7回目の危険物取扱者試験が平成24年3月4日(日)に実施されることに伴い、乙種第4類の受験者を対象に危険物取扱者試験準備講習会を次のとおり開催いたします。

●とき 2月14日(火)

午前9時～午後4時30分

●ところ 塩釜商工会議所

塩釜市港町一丁目6番20号

●受付期間 1月16日(月)～31日(火)

●受講定員 50名

(定員になりしだい締め切ります)

●申込場所 塩釜地区管内の各消防署

●テキスト代 2500円

(申込時にお支払いください)

※会場には、駐車場を用意いたしておりませんので、各公共交通機関をご利用ください。

\*お問い合わせは、塩釜地区防災安全協会(消防事務組合消防本部予防課内)まで

☎ 1619

水道を寒さから守りましょう

寒さは水道の大敵です。気温がマイナス4度以下になると、水道管や蛇口が凍って水が出なくなったり、破損したりする事故が多くなりますので十分に注意しましょう。

特に仮設住宅については、床下の構造が一般住宅と違うため、夜間や長期不在の場合は、水抜栓を閉めて凍結防止に心掛けましょう。

\*お問い合わせは、水道事業所上水道係まで

☎ 7456

☎ 7456

## 1月26日は文化財防火デー

昭和24年1月26日、奈良県法隆寺の金堂で火災が発生し、金堂の壁画が焼損しました。これをきっかけに昭和30年に毎年1月26日を「文化財防火デー」と定めました。

火災により、地域に古くから受け継がれてきた大切な文化財を失う事は、地域の方々にとって大きな損失となります。文化財の防火対策へのご協力を願います。

\*お問い合わせは、歴史資料館まで

☎ 5567

競争入札参加資格審査申込

受付を開始します

平成24年度七ヶ浜町競争入札参加資格申込受付を、次のとおり行います。申請要領など詳細については、町ウェブサイトに掲載しています。インターネット接続環境のない方は、直接、財政課までお問い合わせください。

●受付期間 2月1日(水)～10日(金)まで

(土・日を除く)

●受付時間 午前9時から午後4時

(正午から午後1時を除く)

●受付場所 七ヶ浜町役場庁舎2階財政課内

※平成23・24年度入札参加資格の承認を受けている場合は、改めて申請の必要はありません。

\*お問い合わせは、財政課まで

☎ 7438

☎ 7438

どんと祭ではビニール・プラスチックを燃やさないで！

ビニールやプラスチックを燃やすとダイオキシン類や有害物質が発生しやすいといわれています。どんと祭で正月飾りなどを燃やす場合にはビニール・プラスチック類の取り外しを徹底して絶対に燃やさないようお願いいたします。

※どんと祭は廃棄物の焼却禁止行為の例外として焼却行為が認められます。

\*お問い合わせは、環境生活課まで

☎7454

### 七ヶ浜町農業委員会委員 一般選挙説明会

震災により延期しておりました七ヶ浜町農業委員会委員一般選挙が、1月29日(日)に執行される予定となっております。立候補を予定されている方は、必ず出席してください。

●とき 1月13日(金)

午後3時～

●ところ 役場3階第1会議室

●内容

立候補届出に関する手続きなど

\*お問い合わせは、選挙管理委員会事務局まで

☎7436



1月10日は  
「110番の日」です

「110番」は、県民の皆さんが交通事故や盗難事件等の被害に遭った、あるいは目撃した場合に、警察官を現場に急行させ、事件の処理、負傷者等の救護・救出、犯人の検挙等を行うための「緊急通報用電話」です。

しかし、実際には、いざさら電話や緊急でない相談や問い合わせなどの「110番」通報が多く、実際に緊急を要する事件・事故に対応できなくなるなどのおそれがあります。

緊急を要しない警察への問い合わせや相談・要望などは警察相談専用電話をご利用ください。

●警察相談専用電話

#9110(プッシュホン)

☎9110

●110番統一標語

この街とあなたを守る 110番

\*お問い合わせは、塩釜警察署まで

☎4141

### 司法書士による無料法律相談

登記関係・生活関係・法律全般などの相談に応じます。相談は無料です。

●とき 1月29日(日)

午前10時～午後3時

●ところ アクアゆめクラブスポーツ管理棟

\*お問い合わせは、奈良県司法書士会

まで ☎0120-960-817

## 町非常勤職員募集および臨時職員登録受付

### ◆非常勤職員

下記内容(職種・募集人数など)は変更になる場合があります。詳しくは、2月1日から配布する募集要項をご覧ください。

職種	予定人数	勤務時間	要資格等
嘱託保育士	若干名	週29時間以内	保育士
保健師	若干名	週29時間以内	保健師
嘱託留守家庭児童保育館指導員	若干名	週18時間以内	保育士 または無
学校図書事務員	4名	週29時間以内	基本的なパソコン操作ができる方
障害児保育士	若干名	週25時間以内	保育士
嘱託調理員	若干名	週28時間以内	無
事務補助員	1名	週29時間以内	無

雇用期間 4月1日～平成25年3月31日まで

募集要項・申込用紙 2月1日から役場1階受付にて配布

申込期間 2月1日(火)～15日(水)まで

申込方法 申込用紙を役場2階総務課へ提出  
(土日・祝日を除く)

### 面接試験日程および場所

2月17日(金)～21日(火) 役場3階会議室など

### ◆臨時職員

臨時職員は登録制となります。登録された方には、必要が生じた際に勤務していただきます。下記職種については、非常勤職員と同様面接試験を行います。

職種	予定人数	勤務時間	要資格等
嘱託保育士	若干名	週38時間45分	保育士
嘱託調理員	若干名	週38時間45分	無
保健師	若干名	週18時間以内	保健師

雇用期間 4月1日～9月30日まで

募集要項・申込用紙 2月1日から役場1階受付にて配布

申込期間 2月1日(火)～15日(水)まで

申込方法 申込用紙を役場2階総務課へ提出  
(土日・祝日を除く)

面接試験日程および場所 非常勤職員と同様

### <臨時職員の登録受付>

看護師、准看護師、栄養士、歯科衛生士、事務補助員、保健師の登録、受付を開始いたします。

登録期間 4月1日～平成25年3月31日

※申込期間、申込方法などについては、左記非常勤職員と同様です。詳しくは、募集要項をご覧ください。

お問い合わせは、総務課まで ☎357-7436



## 寄附をいただきました

平成23年に入り、次の方々よりふるさと納税寄附金をいただきました。いただきました寄附金は、町の基本理念である「自然との調和により人間らしく生き、快適で住みやすいまちづくり」の実現および町政発展のため有効に活用させていただきます。ありがとうございます。

- 山本裕文様(京都市京都市)
  - 藤井園子様(東京都新宿区)
  - 藤井美津江様(東京都新宿区)
  - 古澤伸様(神奈川県茅ヶ崎市)
  - 濱川久子様(東京都江戸川区)
  - 岩松正記様(仙台市泉区)
  - 大石進様(愛知県名古屋市区)
  - 佐藤雅一様(東京都新宿区)
  - 西山茂敏様(兵庫県明石市)
  - 咲花一徳様(愛知県名古屋市区)
  - 遠藤和彦様(東京都渋谷区)
  - 渡邊清朗様(神奈川県横浜)
  - 中田美紀子様(静岡県菊川市)
  - 佐藤さおり子様(新潟県新潟市)
  - 加藤浩也様(七ヶ浜町)
  - 吉田浩司様(神奈川県川崎市)
  - 加藤操様(静岡県沼津市)
  - 栗本武司様(愛知県安城市)
  - 宮里トミエ様(埼玉県)
  - 山田智美様(神奈川県川崎市)
  - 新井清成様(神奈川県藤沢市)
  - 馬場洋一郎様(青森県三沢市)
- \*その他匿名希望者数名
- 「ふるさと納税」制度は、自分の意思で寄附したいと思う都道府県・市区町村を選択し、寄附できる制度です。生まれ育った「七ヶ浜町」を応援した

い、「七ヶ浜町に貢献したい」という思いを届けていただくために、この「ふるさと納税」制度をお知り合いの方に広くお知らせくださいますようお願いいたします。

\*お問い合わせは、財政課まで

☎7438



## 第3回多賀城・七ヶ浜「わがるすかあ？」検定

歴史・文化・自然・地理・観光・グルメ・産業・くらしなどをクイズ形式で学ぶことができます。公募でいただいた、一般の皆さまからのクイズも出題されます。

郵送やファックス、ウェブサイトで問題をとり寄せて、ご自宅で気軽にチャレンジできます。あなたの多賀城・七ヶ浜ものしり度を、ぜひ測定してみませんか？ どなたでも挑戦できます。

### 実施期間

2月1日(水)～29日(水)

### 出題形式

択一式50問

### 検定料

無料

### 合格発表

80%(50問中40問正解)  
3月15日(木)

(本人に封書で通知します)

\*お申し込み・お問い合わせは、多賀城・七ヶ浜「わがるすかあ？」検定係(多賀城・七ヶ浜商工会内)まで

### 例題

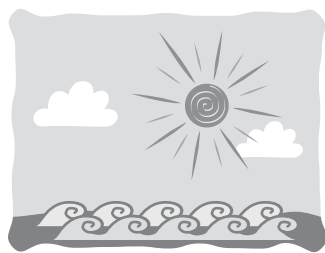
七ヶ浜町の町民バス「ぐるりんこ」バスに描かれているものは何でしょうか？

①波 ②カモメ ③タヌキ

正解 ①波

☎7830 ☎7880

✉tagajo@fine.ocn.ne.jp



## 東北歴史博物館 ボランティア募集

### 活動内容

屋外展示施設「今野家住宅」での解説・管理補助(月2回程度)、および各種体験教室での指導補助など

### 活動期間

平成24年4月～平成25年3月

(事前に養成講座あり)

募集人数 10名程度

### 募集期間

1月4日(水)～3月1日(木)

\*お問い合わせは、東北歴史博物館まで ☎0106

## 休日の救急歯科

受付/午前9時～午後3時

1/ 1 じん 歯科 医院	多賀城市明月1-4-12	☎ 366-8461
2 とうま 歯科 医院	利府町青山3-40-3	☎ 356-1484
3 せいの 歯科 医院	多賀城市東田中2-40-32-102	☎ 365-0099
8 岩井 歯科 医院	多賀城市東田中2-30-1	☎ 368-5904
9 梅津 歯科 クリニック	多賀城市鶴ヶ谷2-29-17	☎ 362-4344
15 汐見 台 歯科 医院	七ヶ浜町菅蒲田浜字林合55-1	☎ 357-5603
22 松島医療生協松島海岸診療所	松島町松島字普賢堂2-11	☎ 353-2717
29 鈴木 歯科 医院	利府町加瀬字十三塚107-1	☎ 356-5420
2/5 大平デンタルクリニック	塩釜市宮町3-19	☎ 366-7425

## 12月1日現在の人口 (前月比)

世帯数	6,460 (+4)	転入	49
男	10,073 (-1)	転出	67
女	10,208 (-20)	出生	11
計	20,281 (-21)	死亡	14

町の面積 13.27 km<sup>2</sup>

町木 クロマツ 町花 ハマギク

姉妹都市 アメリカ・マサチューセッツ州ブリマス